



Title	沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明・総理演説）（共同声明 外務省外交史料館レファレンス番号：nd）
Author(s)	-
Citation	令和元年度外交記録公開 公開日：2019年12月25日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・DVD番号：nd
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45928
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

佐藤榮作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明 昭和四十四年十一月二十一日

一 佐藤総理大臣とニクソン大統領は、十一月十九日、二十日及び二十一日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢及び日米両国が共通の関心を有する諸問題に関し意見を交換した。

二 総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力が、日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不断の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後積極的に貢献する考えであることを述べた。

三 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について留意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつてゐるといふ認識を述べた。

四 総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のため、国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその

対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認められた。大統領は、米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、万一ヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するため、米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるように、そのとき的情勢に照らして十分協議することに意見の一致

をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探索している旨を述べた。

五 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をともし高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

六 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖

5

繩にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めたと。討論の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに關し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法院の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに關連して、總理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐徐にこれを負うとの日本政府の意圖を明らかにした。また、總理大臣と大統領は、米國が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。

七 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負つてゐる国際義務の效果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

八 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に關す

る米國政府の立場を害することなく、沖繩の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。

九 総理大臣と大統領は、沖繩の施政権の日本への移転に関連して兩國間において解決されるべき諸般の財政及び經濟上の問題（沖繩における米國企業の利益に関する問題も含む。）があることに留意して、その解決についての具體的な話し合いをすみやかに開始することに意見の一致をみた。

十 総理大臣と大統領は、沖繩の復歸に伴う諸問題の複雑性を認め、兩國政府が、相互に合意されるべき返還取決めに従つて施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置に

ついでに現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等
弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置す
ることとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列
島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問とな
る。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告及
び勧告を行なうものとする。

十一 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二
次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その
双方にとり満足を解決は、友好と相互信頼に基づく日米關係を一
層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところ
も大なるべきことを確信する旨披瀝した。

十二 経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経
済關係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済
において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易及び國際

9

収支の大幅な不均衡の現状に照らしても、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負っていることを認められた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を千九百七十一年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なっていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎を一層強固

にするであらうといふことに意見の一致をみた。

十三 総理大臣と大統領は、開発途上の諸国の経済上の必要と取り組むことが国際の平和と安定の促進にとつて緊要であることに意見の一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本経済の成長に際して、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であるとして述べた。大統領は、この総理大臣の発言を歓迎し、米
国としても、アジアの経済開発に引き続き寄与するものであることを確認した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦後におけるヴェトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認めた。総理大臣は、このため相当な寄与を行なうとの日本政府の意図を述べた。

十四 総理大臣は、大統領に対し、アポロ十二号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙

の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力関係ですべての国の間において拡大する広範な機会をもたらすものであることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に關する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとつて重要なものであることに意見の一致をみた。

十五 総理大臣と大統領は、軍備管理の促進と軍備拡大競争の抑制の見通しについて討議した。大統領は、最近ヘルシンキにおいて締結についたソヴィエト連邦との戦略兵器の制限に關する討議を開始することについての米国政府の努力の概要を述べた。総理大臣は、日本政府がこの討議の成功を強く希望する旨述べた。総理大臣は、嚴重かつ効果的な國際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成するよう、効果的な軍縮措置を実現することについて日本が有している強い伝統的な關心を指摘した。